■追跡レポート

ストップ！裁判員制度 本気なのか？「国民の理解・支持なき」強行

弁護士 高山 俊吉

模擬裁判で欠陥浮き彫り 藪蛇になった残虐シーン

裁判員制度実施まで、ついに一カ月を切ってしまった。果たして、予定通りスタートできるのだろうか。ここにきて、延期、さらには見直しの可能性が大いに高まってきたのではないか。

なるほど裁判所には、裁判員が出席する特別法廷が完成、画像設備なども整った。ハード面では、スタート日である五月二一日には間に合うだろう。問題は、いまだに国民の支持を得られていないという厳然たる事実だ。

延期は困る、ゆゆしき問題だ、あってはならない、などというのは、裁判員制度を推し進めてきたごく一部の人間だけだろう。ほとんどの人は、「やっぱりそうなったか」と思うのではないか。最高裁や法務省にしても、表向きは「遺憾の意」を表明するかもしれないが、内心ホッとするに違いない。がっかりするのは、毎日一〇時ごろまで残業をさせられていた法務省の関係職員たちだろう。

というのも、裁判員制度を意識した法廷が展開されたものの、かえって裁判員制度の欠陥を浮き彫りにしてしまったからだ。江東区のマンションで起きた女性バラバラ殺人事件の公判がそれだ。すでに本誌三月号の私のコラムでも触れたが、公判の現場は阿鼻叫喚と化した。

死刑を求刑したい検察側は、事件の残虐性を認識してもらおうと、視覚的な要素を取り入れた。視覚的に訴える方式は裁判員制度でも積極的に採り入れることになっている。そこで、被告人質問で、マネキンを使い、死体をバラバラにしていく過程を映像で流した。マネキンとはいえ、画像はリアルで、ご遺族の方たちが、いたたまれなくなり、泣きじゃくり、悲鳴を上げ、退廷する方が相次いだ。

裁判員に選ばれた人たちは、法律のプロでもなければ、刑事でもない。素人にすぎない。このような残虐な映像を見せられて、冷静でいられるはずがない。すると裁判続行不能といった事態になりかねない。要するに船出はしたもの

本気なのか？「国民の理解・支持なき」強行

の、埠頭を出たとたん沈没してしまうということだ。

検察側だけではなく、裁判所も、法務省も、刑事裁判の公判では、陰惨な場面も提示しなければならないことを、制度がスタートする前に裁判員に知らせたかったのだろう。だから、女性バラバラ殺人の公判で、試行してみることにしたのだった。ところが予想以上の大パニックになってしまった。新聞、テレビで大きく報道され、驚いた国民も多かった。

地裁開催の裁判員制度体験会

実は準備期間のここ五年間、五〇回もの模擬裁判を全国で開かれている。ところが、検察側が死刑を求刑したケースは一件もなかった。実際には、死刑を求刑する裁判は年間二〇件程度あり、最近の重罰化傾向から、今後その数は増えていくとも言われている。それだけに、模擬裁判で死刑を求刑した裁判をしておかなければならなかった。しかし、模擬裁判で、女性バラバラ事件の公判のようなパニックが何度も起これば、裁判員制度そのものが崩壊してしまうことを関係者は恐れていたのだ。さすがに導入直前にきて、一度も事例がないのはまずいということになり、実際の裁判で見せることにしたのだった。

実例を見せることで「慣れさせよう」というのが最高裁や法務省、検察側の思惑だ。しかし、凄惨な場面に慣れさせるということ自体が、人間性に欠けているのではないか。昨年五月には医師とも連携して二四時間体制の「心のケア」まで準備しているというが、まるで裁判員のストレス障害を見越しているような用意である。

それだけではない、この女性バラバラ殺人事件の公判は、今年一月一三日の第一回公判から判決が下された二月一八日までわずか一カ月の超スピード裁判になった。これも裁判員裁判を意識したものだ。裁判員裁判では、被告が事実を争わない場合、三回の公判で終るとしている。この裁判では、被告が女性を殺したことも、その後バラバラにしたことも、すべて自分がやったと認めている。つまり争わない裁判だったが、プロの裁判官が集中審理したのに、それでも一カ月少しの間に七回の公判を必要とした。同じ公判を素人の裁判員が集中審理して、三回で終えろというのは常軌を逸している。

それも三日連続の三回の公判で、判決を出さなくてはいけないというのだ。例えばこんな日程になる。月曜日の午前中に裁判長からの裁判員の呼び出しがあり、裁判員にふさわしいかどうかの審査がまずある。それにパスすると、午後から審理が始まる。火曜日一日かけて審理がおこなわれ、水曜日三日目の午前中に評議がおこなわれる。それから、裁判長が判決文を書いて、午後に判決の言い渡しをする。すると、審理が実質火曜日一日しかない。全日程は四日間にすることもできるが、それでも審理は二日のみだ。そんなの無理だろうと誰もが思うだろう。ことに死刑を求刑された場合、その是非の判断などできるものだろうか。

最高裁の味方 新聞協会の罪

新聞に掲載されたある裁判員の模擬裁判体験記を紹介しよう。この人が驚いてしまったのは、ある裁判員が被告人に対して「あなたは起訴されたんですか、されなかったのですか」と質問したことだったという。被告人は起訴されたから、法廷にいるのであって、その裁判員は、この程度の知識もな

い素人だった。しかし、模擬裁判に出た裁判員たちは、実は〝とびきりのエリート〟である。実際の裁判員のように、無作為で選ばれた人たちではなく、応募してきた人たちだからだ。おそらくもともと裁判に関心があった人たちのはずだが、関心の高さと知識とは比例するわけではない。

無作為に選ばれた実際の裁判員の人たちはなおさらのこと、冷静、明晰な審理を期待するのは酷だ。正当な理由がなく辞退した場合は、罰金一〇万円と脅されるのだから、仕方なく従うという人たちが圧倒的多数だ。

「こんな制度いらない」という声はどの新聞の世論調査でも、高い率で導入反対の結果が出ていることからも明らかだ。だいいち、最高裁が独自にした調査でも、八二%が消極と出ている。

ところが、窮地を救ったのがマスコミだ。この二月には日本新聞協会と最高裁との間で、談合としか思えない協議が成立した。裁判が終ったあと、開わった裁判員が共同記者会見を開くという新聞協会の要求に最高裁が同意したのだ。

裁判員個別の取材はご法度、裁判の内容についてのコメントもダメ、良かった、あまり良くなかった、ひどかったという程度の感想ならかまわないというのが合意内容。そんな情報で記事が書けるのかと心配になるが、このような条件で、導入反対の声が圧倒的な裁判員制度に与する新聞協会も情けない。司法のあり方を監視するのがマスメディアの責任なのに、それを捨ててしまったことになる。

裁判員になれば人格が変わる?

裁判員に選ばれたのは全国で二九万五〇〇〇人。このうち審査の結果、職業(警察官や法曹関係者)や年齢(七〇歳以上)、病気で七万人ほどが資格がないことがわかり、最終的には二二万五〇〇〇人になった。私のところに、選ばれた人たちから、メールが来る。

心配でしょうがない、夜も寝られないというものが多い。これまではテレビのニュースなどで、対岸の火事のように事件を見ていた。ところが、通知が来て、裁判員候補者名簿に登録されて以来、食い入るように見るようになったという。自分ならどうする、この事件の犯人が被告の公判を担当することになったら、死刑にするか、無期懲役なのか。「秋田で自分の娘と、娘と仲良かった男の子の二人を殺してしまった母親は二審とも、無期懲役になったけれど、死刑になぜならないのか、自分ならどうするかと。こう考えていくと、夜も眠れられなくなる……」。

ところが、このことこそが裁判員制度を作った目的だった。世の中の治安を守り、平穏な社会にするためにはどうすればいいのか、一人ひとりが、自分で考える人間になってほしいという御宣託だ。ある講演で検事総長の樋渡利秋氏はこう述べている。

「規制緩和をすると人心に乱れが生じる。その乱れを正すためには裁判員制度が必要だ」。だったら規制緩和をしなければいいのにと思うのだが、規制緩和は必要だという。それで人心の乱れを生じさせないようにするためには、一人ひとりが法を守る、秩序を守るという意識を強く持つように人格を変えていかなければならないというのだ。一度、裁判員に指名されれば、その意識が高まるとでも思っているようだ。

こうした考え方に、私は恐怖さえ感じる。新聞やテレビで、見ず知らずの他人が何か罪を犯しても、「ひどいな」ぐらいに感じるだけだったとしても、それはそれでいいではないか。常に犯罪の是非について強く意識しなければならないとしたら、夜も眠れなくなるほどの強い緊張感しか生まれて来ない。私は常に緊張感を持たなければいけないのは、戦時体制の時だけだと思っている。

新聞に掲載された裁判員になった人の手記の中には、「老後は平穏に暮らして、死んでいきたいと思っている。それなのに、人を死刑にしたりする人生をなぜ送らなければいけないのか」といった意味のことが書いてあった。同感である。

裁判員制度は、最初から難産だった。その証拠に、導入のための

新法（裁判員法）には、附則をつけざるをえなかった。そこには「国民の理解と支持を得なくてはいけない」との一文がある。

現段階ではとてもではないが、「国民の理解と支持を得ている」とは思えない。実施するのを延期すべきだということになる。しかし、実施時期はもう決まったのだから、国民の理解と支持がなくても、スタートするべきだとの声もあるだろう。要するに、どちらを上位におくべきなのか、この法律の文言からは、優先劣後の関係がはっきりしていない。

それ以前に、法律にいちいち「国民の理解と支持を得なくてはいけない」などという条項は入らない。消費税導入にしても、導入すると決まったら導入するし、自衛艦がソマリアに行くとなったら行く。反対論も当然あるわけだが、議会で法律が成立したら、それで決まりというのが法律施行の本来の姿だ。わざわざ「国民と理解と支持」と附則につけなければいけないのは、この法律がもともと半熟でしかないことを示している。

だから、私は延期すべきだし、さらに踏み込んで見直しまで必要と確信している。今後、実施時期となっている五月二一日に向けて、様々なところから反対の声が上がるだろう。大規模な集会も開かれることになっている。また、昨年解散かという時、野党から、導入延期、見直しの声が上がった。弁護士でもある与党公明党の浜四津敏子代表代行まで、問題ありと言い始めた。選挙戦術として、反対の声を上げた方が得策だと思ったのだろう。ここに来て、解散論が浮上してきたので、再び、延期、見直しの声が国会議員から出てくるだろう。すでにそのための超党派の議員連盟も立ち上がっている（「裁判員制度を問い直す議員連盟」、代表世話人は国民新党の亀井久興幹事長）。さらに私たちは国会議員一人ひとりにあらためて廃止要求の要請状を出している。五月の連休明けごろから、具体的な形になっていくだろう。

最初から危うさを内包している裁判員制度だが、今になっても国民の理解と支持を得られていない。この間、宣伝普及のために湯水のごとく、金、それも税金をつぎこんだにもかかわらず、かえって国民に不安が深まってしまった。

最高裁もこの事実に謙虚であるべきだ。だから強引に導入してはいけない。法律で決まったことだから、導入しようと思えばできるなどといった論法は慎むべきだ。無理を通せば道理が引っこむだけだ。

（文責・編集部）N

●たかやま・しゅんきち　一九四〇年生まれ。東京大学法学部卒、東京弁護士会所属、高山法律事務所主宰。交通法科学研究会事務局長を務め、市民の立場から交通事故や道交法など交通分野を追究すると同時に、憲法と人権の日弁連を目指す会代表として、憲法や司法をめぐる問題についても活発に発言。『道交法の謎』『裁判員制度はいらない』など著書多数。